

岩下 千紘（駿河男児）対高原 裕之（千里馬神戸）戦に係る検証とJBCの判断

2023年7月25日行われた、岩下千紘（駿河男児＝以下「岩下選手」）対高原裕之（千里馬神戸＝以下「高原選手」）戦に関し、千里馬神戸ジム並びに東日本ボクシング協会より1ラウンドにおけるダウン後の加撃並びにスリップダウン後の加撃に係る処置について抗議、事実確認の要望書が提出された件につき下記の通り検証し、判断した。

記

一 検証

1 事実関係

- (1) 第1ラウンドに岩下選手のパンチを受け高原選手がダウンし、レフェリーはダウンをコールしたが、岩下選手はなお加撃した（レフェリーは有効打によるダウンと評価）。
- (2) (1)の後カウント9で再開したが、同ラウンド終了間際スリップダウンした高原選手を岩下選手は加撃した。
- (3) レフェリーは2ラウンド開始直後、(2)に関し1点減点した。
- (4) その後4ラウンド1分40秒岩下選手がTKO勝利した。

2 検証結果（映像にて検証）

- (1) 1ラウンドの高原選手のダウンは、岩下選手の有効打によるダウンとは評価できない。
- (2) (1)のダウン後の2発の加撃は、倒れている相手に対してなされたものと評価できる。
- (3) 1ラウンド終了直前のスリップ後の加撃は倒れている相手に対してなされたと評価できる。
- (4) 1度目の加撃後の高原選手は、立ち上がったもののダメージは深刻でありカウントアウトでもおかしくないダメージがあった。
- (5) 2ラウンド開始後高原選手は積極的に手を出してはいたが1ラウンド目のダメージが回復したとまではいえない。

3 レフェリーの処置について（映像検証、担当レフェリー並びにスーパーバイザー等聴き取りを踏まえ）

- (1) レフェリーの現場での有効打によるダウンとの判断自体は必ずしも著しいミスとまでは言えない。
- (2) ダウン（ノーダウン）後の加撃はダメージを伴うものであり、本来減点し休憩を与

- えるべきであった。
- (3) 1 ラウンド終了間際でのスリップダウン後の加撃についても嚴重に注意するべきであった。
 - (4) 2 ラウンド目に減点をとったが、本来1 ラウンド目に対処しなければならなかった。
 - (5) 2 度のダウン後の加撃は、必ずしも故意とまでは言えないが、悪質な反則打とは評価できるものであった。

二 JBC の判断

- 1 当該試合をノーコンテストとする（第124条1項6号ハ、第116条1項1号、4項、第115条1項②）
(理由) レフェリーは、1 度目のダウン後の加撃に関して明確に反則打と評価すべきであったが、これを有効打とみなした。高原選手のダメージは著しく、少なくとも相当の休憩を与え、ダメージの回復を図り、減点をすべきであった。また、2 度目の加撃もクリーンヒットしていないが非常に危険な反則打であったが明確な注意、減点をしなかった（2 ラウンド目に減点）。
- 2 染谷路明レフェリーを戒告処分とする（制裁規程第2条3項2号）。
- 3 岩下選手（ライセンス番号49350）を戒告処分とする（制裁規程第2条1項2号）。
なお岩下選手並びに駿河男児ジムマネージャーに対し JBC は再発防止のための適切な指導を行う。

以上

2023年8月23日
一般財団法人日本ボクシングコミッション